

## 平成20年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成20年9月9日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第44号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第48号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第49号 本巢市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第50号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第14 議案第53号 本巢市土地開発公社定款の変更について
- 日程第15 議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫

8番 道下和茂  
10番 中村重光  
12番 若原敏郎  
14番 後藤壽太郎  
16番 大熊和久子  
18番 戸部弘  
20番 遠山利美

9番 浅野英彦  
11番 村瀬明義  
13番 瀬川治男  
15番 上谷政明  
17番 大西徳三郎  
19番 高橋秀和  
21番 鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	杉山勝美	会計管理者	矢野博行
代表監査委員	三田村晃司		

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	川口直紀		

---

## 開会の宣告

### ○議長（瀬川治男君）

ただいまから平成20年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号17番 大西徳三郎君と18番 戸部弘君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（瀬川治男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間とし、9月10日から15日までと、9月17日から25日までを休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの18日間とし、9月10日から15日までと、9月17日から25日までを休会とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（瀬川治男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席いたしました会議等につきまして報告させていただきます。

7月2日、第260回岐阜県市議会議長会会議が土岐市で開催されました。内容といたしましては、各務原市から県と市町村との役割分担に関する要望について、恵那市から防災対策の支援について、可児市から外国人の医療費未収金に対する補助制度の充実について、土岐市から中国や台湾における不当商品登録から地域ブランド等の権利を保護する要望についての採択要望があり、それぞれ採択されました。

また、平成19年度岐阜県市議会議長会会計歳入歳出決算認定について、平成19年度岐阜県市議会議長会弔慰基金会計歳入歳出決算認定についての議案審議があり、それぞれ原案のとおり承認され

ました。

7月4日、中濃十市議会議長会議が山泉市で開催されました。平成19年度中濃十市議会議長会会計歳入歳出決算について、平成20年度中濃十市議会議長会会計予算について、役員の選任について（平成20年度役員については、会長に羽島市の議長、副会長に可児市の議長、監事に山泉市の議長）が選任され、議案が原案どおり承認されました。

また、羽島市後期高齢者医療制度の見直しについて、山泉市から道路整備財源の確保と東海環状自動車道西回りルートの早期開通に関する要望についての要望採択があり、それぞれ採択されました。

次回開催地は瑞穂市に決定しました。

7月24日、全国市議会産業経済委員会が東京で開催されました。平成20年度産業経済対策について、各要望書の採択、平成20年度実行運動、今後の運営についての審議がなされました。

ただいまからは、各期成同盟会の関係を報告させていただきます。

7月10日、東海環状自動車道西回りルート建設促進大会、7月14日、県道根尾谷汲大野線改良促進期成同盟会総会、7月15日、西美濃夢回廊整備促進協議会総会、7月25日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会並びに国道21号、22号及び岐阜南部横断ハイウエー整備促進期成同盟会総会、7月29日、長良・糸貫線事業促進事業促進協議会定期総会、7月31日、関・本巣線整備期成同盟会定期総会、7月31日、主要地方道岐阜・関ヶ原線道路建設促進期成同盟会定期総会、8月5日、国道418号整備促進期成同盟会定期総会、8月28日、国道157号整備促進期成同盟会定期総会、9月3日、樽見新線対策協議会総会、以上のような会議がございまして、それぞれ19年度の事業報告、19年度の収支決算報告、20年度の事業計画、20年度の収支予算といったような主な会議の内容でございました。資料につきましては、議会事務局に置いてありますので、ごらんをいただきたいと、よろしく願いいたします。以上でございます。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 高田文一君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（高田文一君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第19号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されております。

内容につきましては、6月定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、根尾能郷地内の牛の放牧場を掲載いたしました。2ページ目からは、定例会で可決されました意見書、議決された議案の内容、委員会報告、10名の一般質問の順に掲載し、最終ページには、旧本巣町長 鷲見隆男氏のインタビューを掲載しました。

今回は、平成20年6月18日、25日、7月1日、7日の計4回にわたり委員会を開催し、皆様から提出いただいた原稿をもとに編集し、発行したところでございます。

次回の議会だよりにつきましては、あくまで予定でございますが、今定例会の内容を主なものと

し、11月1日の発行を予定しております。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

初めに、市政総点検の状況について御報告を申し上げます。

市政総点検につきましては、まず市民の皆さんからの市政に対する御意見をいただく場として、8月末までに各種団体の総会、会合、イベントなどを利用した地域座談会を50回開催いたしまして、参加者は1,837人となっております。また、自治会からの要請によりまず自治会座談会は3回、参加者は117人ございまして、市民の多くの皆様と、私を初め各部局の職員による意見交換を行ってまいりました。

こうした場におきまして、市民の皆様からは、もとバスなどの公共交通機関の改善、また暮らしの安全・安心の問題、また生涯学習の充実とか、道路の整備ですとか、農林業の振興、また葬祭場の整備等の御意見をいただいたところでございます。

また今月3日には、本巣市商工会との共催で、市内の主な企業の皆様との懇談会を開催いたしまして、御出席いただきました15社の皆様から活発な御意見をいただいたところでございます。

今後も予定されております地域座談会や自治会座談会などに日程の許す限り出席させていただくとともに、個々の企業訪問も行い、さらに多くの皆様からの御意見をいただきたいと考えております。

また、こうして寄せられました市民の皆様の御意見は、本巣市政総点検チームにより集約と分析を行い、必要に応じて市政の見直しや新たな施策を講じるなど、総点検結果を市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道について御報告を申し上げます。

樽見鉄道につきましては、沿線5市町で構成いたします樽見鉄道連絡協議会におきまして、平成20年度から平成22年度までの3年間につきましては、経営改善を条件に沿線市町による経営支援の決定がなされ、本巣市といたしましても、本年度は1億699万6,000円の予算を計上し、経営支援を行っているところでございますが、樽見鉄道を取り巻く環境は極めて厳しく、少子化による通学利用者の減少、また平成18年度にオープンいたしましたモレラ岐阜開業の効果が薄れたことなど、さまざまな要因によりまして、平成19年度は、前年度比較で旅客輸送人員は9万6,889人の減、営業収入は3,026万5,000円の減となっております。また、経常損益につきましては、樽見鉄道の人件費の削減、また委託で実施しておりました修繕を自社施行するというような経営努力によりまして、前年度より1,243万8,000円減少したものの、トータルで9,896万5,000円の損失となっております。本年度におきましても、利用客の減少に歯どめがかからないことや、燃料費の高騰により大変厳しい状況が続いております。

こうしたことから、市といたしましても職員による利用を促すべく、8月以降、毎月第3金曜日にノーマイカーデーを実施し、公共交通機関の利用、とりわけ樽見鉄道を利用するよう職員に奨励しているところでございます。

また、現在、岐阜振興局、樽見鉄道及び市が一丸となって沿線企業を訪問いたしまして、企業におきましてもCO<sub>2</sub>削減のため、月1回のノーマイカーデーの実施と、また樽見鉄道による通勤利用をお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、「乗って残そう」を合い言葉に一人でも多くの方に乗っていただくことが市における財政負担の軽減と樽見鉄道の存続にもつながるものと考え、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、本巣市のふるさと納税制度について御報告を申し上げます。けさほどの中日新聞にも掲載をしておりましたが、ふるさと納税制度につきまして御説明を申し上げたいと思います。

ふるさと納税制度につきましては、地方税法等の改正により、ふるさとに対して貢献、または応援をしたいという思いを地方公共団体に寄附するという形で制度化されたものでございまして、全国の自治体でさまざまな取り組みが行われております。本巣市におきましても「ふるさと“もとす”応援寄附金」といたしまして、今月から市のホームページを通じて募集を開始いたしました。お寄せいただきました寄附金につきましては、一つ目として淡墨桜の保存・保護、二つ目には真桑文楽などの伝統芸能の保護・保存、三つ目にはNPO、ボランティア団体の育成・支援、四つ目には森林の保護・育成、五つ目には教育及び子育て支援、六つ目には全般的な本巣市の振興という、この六つの事業を寄附金の使い道としていずれかを指定していただき、振り込み、または直接納付等の方法により寄附していただくこととしております。

今後、年間38万件を超えますアクセスがございまして市のホームページを最大限に活用するとともに、市の広報紙、または市内の観光施設等にパンフレットを設置するなど、市のふるさと納税制度の周知を図ってまいります。

次に、屋井工業団地に係る企業誘致について御報告を申し上げます。

現在、屋井工業団地につきましては、市土地開発公社によりまして平成22年3月の事業完了を目指して造成が進められておりまして、工事は計画どおり進捗している状況でございます。企業の誘致活動につきましては、県の企業誘致課と連携し、7月に開催されました東京ビッグサイトでの企業誘致フェア、また愛知県吹上ホールでのビジネス商談会などでPR活動を実施いたしましたほか、8月には名古屋市の中小基盤整備機構を訪問し企業誘致のお願いをするなど、積極的に誘致活動を行っているところでございます。現在まで6社の企業が公社を訪問されましたほか、電話での問い合わせもあるものの、まだ正式な申し込みには至っていない状況でございます。今後も県と連携し、イベントなどさまざまな機会を通じて、引き続き積極的に誘致活動に努めてまいりますほか、必要に応じてトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

次に、本巣市のレジ袋削減の取り組みについて御報告を申し上げます。

レジ袋の削減につきましては、ごみの減量化により二酸化炭素を削減し、地球温暖化を防止する

ための全国的な取り組みとして、レジ袋の有料化が進められております。

本巢市におきましては、6月24日に県・市民団体・市によりレジ袋削減のための検討会を開催し、レジ袋の有料化について御意見をいただき、7月17日に本巢市レジ袋有料化推進協議会を設立いたしました。第2回の協議会におきまして、11月1日からレジ袋有料化の開始、レジ袋の辞退率80%を目標とするということを決定いたしまして、9月1日に県の西藤副知事、また市民団体の御出席をいただき、市内7業者と本巢市レジ袋削減（有料化）の取り組みに関する協定を締結いたしました。

現在、11月1日からの実施に向けて、市広報紙、ケーブルテレビ等により市民の皆様へ周知を図るとともに、市内11店舗において街頭PRに努めているところでございます。

また、二酸化炭素削減につながる市の取り組みといたしまして、先ほど申し上げましたように、毎月第3金曜日を職員のノーマイカーデーとし、既に8月から実施しているところでございますが、今後、市内の企業にも御参加いただくよう呼びかけてまいりたいと思います。今後とも市民の皆様への御協力と御理解をいただきながら、地球温暖化防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、斎場の整備について御報告を申し上げます。

斎場の整備につきましては、議会におきましても斎場研究会により広域での建設が望ましいとの御提言をいただくとともに、本年2月の文教福祉委員会協議会におきまして、揖斐広域で運営されております揖斐広域斎場を利用してはとの御意見をいただき、2月以降、その実現に向け、揖斐広域連合と加入の協議を進めてまいりましたところ、本市の加入の意向を踏まえて、先ごろ揖斐広域連合より負担金等の具体的加入条件について御提案をいただきました。提案をいただきました内容につきましては、早速8月22日に開催されました文教福祉委員会協議会におきまして御説明をさせていただいたところでございますが、本議会におきましても改めて議員の皆様へ御説明させていただき、御意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（瀬川治男君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 議案第43号から日程第12 議案第51号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第4、議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第51号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、認可地縁団体に関する規定について改正するものでございます。

次に、議案第44号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の審査に関する規定について改正するものでございます。

次に、議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたことに伴い、職員の派遣先団体に係る規定について改正するものでございます。

次に、議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、年次有給休暇に係る規定について改正するものでございます。

次に、議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の報酬の名称について改正するものでございます。

次に、議案第48号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の「第203条」の規定が「203条の2」に繰り下げられたことに伴い改正するものでございます。

次に、議案第49号 本巢市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の報酬の名称について改正するものでございます。

次に、議案第50号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたことに伴い、退職者の給与の規定について改正するものでございます。

次に、議案第51号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、寄附金税額控除等の規定について改正するものでございます。

以上、議案第43号から第51号までの詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第43号から議案第51号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

**○総務部長（鷺見良雄君）**

それでは、ただいま市長より提案説明がございました議案第43号から51号まで、順次御説明をさせていただきます。

お手元に配付済みでございます本巢市条例改正の概要のまず1ページをごらんください。

議案第43号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が18年法律第50号で規定をされてございまして、それに伴いまして、地方自治法が改正され、民法の準用規定が削除されたことに伴い、条例第2条の登録資格規定及び第11条の認可地縁団体の印鑑登録の抹消規定を改正する内容でございます。

続きまして、4ページ、議案第44号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が平成20年4月1日から施行されましたことに伴い改正するものでございまして、条例第7条の決算等の審査に健全化判断比率、これは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を加えるとともに、審査機関を実態に合わせて改正させていただく内容でございます。

続きまして、6ページでございます。

議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、先ほども説明いたしましたように、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律が改正されたことにより、条例の題名及び1条の「公益法人等」を「公益的法人等」に、第2条の「民法第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改正する内容でございます。

続きまして、9ページでございます。

議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、条例第12条の年次有給休暇規定中、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）の1条に規定する公庫を、それぞれ統合されましたので、沖縄振興開発金融公庫単体になったということで改正するものでございます。

続きまして、11ページ、議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律により、203条が新たに追加規定をされました。議会議員に対して議員報酬の支給、費用弁償、期末手当を支給する規定が新たに整備されたことに伴いまして、題名及び関係部分を改正する内容でございます。

続きまして、14ページでございます。

議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律が改正されましたことに伴い、準拠条文である報酬及び費用弁償の規定の条文が繰り下がったということで、203条の2となったための改正の中で、第1条の趣旨規定を改正する内容でございます。

続きまして、16ページでございます。

議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第203条において規定されたことに伴いまして、条例第2条の所掌事務規定中、議員の報酬の額を議員報酬の額、「報酬」を「議員報酬」とする改正でございます。

続きまして、18ページでございます。

議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本巣市の公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例に合わせまして、条例第34条の退職者の給与規定を改正するものでございます。

続きまして、20ページでございます。

議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行に伴い改正させていただくもので、大きくは、寄附金控除が所得控除方式から税額控除方式に変更されたことに伴う諸規定の改正を行います。

また、老齢年金等から地方税を特別徴収する制度が地方税法によって創設されましたこと等々に伴う関係諸規定の改正を行うものが主な内容でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第43号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務企画委員会に付託することに決定いたします。

した。

議案第44号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第45号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第46号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

議案第47号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第48号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第49号 本巣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第50号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務企画委員会に付託することに決定しました。議案第51号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

はい、21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今までの議案と違って、この議案については内容が相当のボリュームがありますので、別口で補足説明の補足がさらにあるかということで期待しておったわけでありましてけれども、いきなり質疑に入りましたので、必ずしも中途半端な形になるかもしれませんが、二、三質疑を行いたいと思います。

基本的に、今回の改正の中で寄附金の話は結構なんですけれども、この間、例えば後期高齢者医療制度の問題で全国的に大きな話題になり、あるいは問題になったのは、年金からの天引きということであります。性質が違うということはあるにしても、知らん間に年金から自分の保険料、あるいは税金が取られちゃうということについて不安を持っている人がいかに多いかということ、この間の後期高齢者医療制度をめぐる問題が証明していると思うんですね。そういう中で、性質は違うと言いつつも、そうした天引きということが、介護保険に味をしめたのか、それ以後、国民健康保険税でもこういう天引きが導入されるということで、次々と高齢者については取りっぱぐれがないやり方がどんどん進められようとしているということについては、やはりどうなのかなということはどうしても思わざるを得ないということが一つあります。これは、法律でこういうふうに進もうというふうに断定的に決められてしまっているの、市じゃあどうしようかというふうにはならないとは思いますが、そのあたりについては疑問を感じざるを得ないということが一つです。

それともう一つは、第16条で上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例ということで、説明の中を見ておきますと、軽減税率がことしの12月31日で廃止されると、そこまではいいんですね。その後、特例措置として21年の1月1日から22年の12月31日まで、要するに2年間、これは延長するという意味で理解すればいいのでしょうか。延長するとすれば、その内容について、全く同率ではないですね、今やと。あまり私のはっきり覚えておりませんが、500万円でしたか。今までと若干の条件の違いはありながらも延長するというふうに思わざるを得ません。これは、あくまでも金持ち優遇だということで批判も浴びてきたものが、さらに延長されるということになれば、やっぱりそれは問題ではないかというふうに思うので、そのあたりはどういう理解をしていけばいいのか、お伺いしたいと思います。

それと、その関係でもう一つ、申告分離選択課税の創設というのが載っておりますけれども、正直に申し上げてあまりよくわからないので、この目的は何なのでしょう。

以上、3点です。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 鷲見良雄君。

○総務部長（鷲見良雄君）

ただいま3点、御質問をいただきました。

これから、本会議終了後行われます全員協議会において詳細な説明をする予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

基本的には、税の内容とかそういうものにつきましては、議員御指摘があったように、特別徴収というの、地方税法上、法律によって義務づけられた。それで関係条例を整備する内容でございます。課税客体等々とは一般の年金等課税水準が違いますし、いろんな非課税所得、非課税年金もございます。それらの中で、租税と申しまして、これは国民の義務として当然お支払いをいただく内容でございます。関係者には十分周知をしながら、御理解をいただきつつ進めていきたいということを考えております。いずれにいたしましても、詳細については後ほどの全協の中で御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

全協で詳細を説明するというのであれば、その後に質疑をやってもらわないと、何のために質疑をやっているかわからなくなるので、これは閉じて、先に説明をしてください。

○議長（瀬川治男君）

暫時休憩します。

午前9時58分 休憩

---

午前10時48分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開いたします。

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

附則16条、25ページでございます。

附則16条の3関係でございまして、先ほど御説明申し上げましたように、500万円未満の所得については配当所得の課税の適用を現行から引き続いて2年間延長する特例を設けていく内容でございます。

もう1点目、配当の申告分離の選択課税につきましては、損益通算等々の規定によりまして、今まで口座内取引でございますと分離して申告ができなかったものを損益通算の観点で整備されたことに伴いまして、損失等が発生した場合には節税を図る観点から損益通算ができる規定を整備する内容でございます。

以上、御回答とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

はい、21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

内容はわかりました。

もともと私たちは、こうした株の取引による利益に対する優遇措置というのは、金持ち優遇制度だということを繰り返してまいりました。今言われた、今度2年延長する内容については、上限を500万円未満ということで引き下げることにはあるにしても、仮に500万にしても400万にしても、そんだけの利益を得ようと思ったらどれだけの株を持っているかということ、我々という違う人もおるやろうでなんですけれども、私にはとても想像できないような額です。だから庶民の感覚からすれば、これは異常な状態やと思うんですね。いろいろ資料を見ておりますと、今、ワーキングプアということがいろいろ問題になっています。そうした中で、通常200万から300万しか年収を得ていない人が相当数いるということが統計上も明らかになっています。そうした中で、配当の利益だけで500万までやったら軽減しますなんていうのは、なかなか今の社会の状況からすればとんでもない話ではないかというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのは、この500万と限定するとなんですけど、400万、300万というようなそれぞれの段階において、本巢市内で対象者というほどのくらい見えるんだろうかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

課税資料等、今持ち合わせておりません。それらを調査・集計すると相当の日数がかかると考えております。御要望でございますので、可及的速やかに調査をしながら、御報告申し上げる機会をつくっていきたく思いますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第52号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（瀬川治男君）

日程第13、議案第52号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第52号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

旧町村界におきます市道の路線の重複及び空白箇所を整備するため、市道5路線の認定と市道6路線の廃止をする必要があるために、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げます。

**○議長（瀬川治男君）**

議案第52号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

**○産業建設部長（山田英昭君）**

それでは、市道路線の認定と廃止についての補足説明をさせていただきます。

今回、認定する路線については5路線、廃止する路線については6路線を上げさせていただきました。それぞれにつきまして関連がございますので、お手元に配らせていただきました資料でございますが、平成20年9月議会市道路線の認定・廃止位置図ということで資料を配らせていただきましたので、ごらんをいただきたいと思っております。

まず、認定する路線の糸貫1003号線でございますが、資料で言いますと、1の部分でございます。この1の部分でございますが、ここの部分の詳細な図面につきましては、これをめくっていただきました右上に①と表示してあります図面でございますが、これにつきましては、認定する路線と廃止する路線、議案で言いますと、37ページの図面と43ページの図面を合わせたものでございます。認定する路線については赤、廃止する路線については青、関係します路線については緑で表示させていただいております。ここで、糸貫1003号線につきましては、緑の部分、本巢2109号線と、青い部分で重複しております。したがって、一たん廃止をしまして、赤の部分で再認定することでございます。

それでは、糸貫2120号線の方へ移らせていただきます。

お断りをさせていただきます。議案については、終点につきまして差しかえをさせていただいておりますが、資料については、終点につきまして小字表示が誤ったままでございますので、おわびを申し上げます。御訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず認定する路線は赤、廃止する路線は緑でございますが、この樽見鉄道の関係のガードに沿って走っております最終の終点側でございますが、このガード下の部分が空白になっておりますので、赤で示しますように2120号線を廃止して認定をお願いするものでございます。

次に、市道真正2002号線でございますが、図面の方でございますが、議案の方で39ページと45ページをミックスしたものが③の図面でございます。この廃止する路線につきましては、終点の部分

が関連します糸貫2074号線、この間とで空白がございますので、終点の部分を延ばしまして、赤の部分を認定する部分でございます。

続きまして、次、めくっていただきますが、説明資料の④でございます。

これにつきましては、議案の方の46ページの部分でございますけれども、真正の2041号線、それから関連しますのが糸貫2093号線ということで、真正の2041号線と、この糸貫2093号線が重複しているということで、真正の2041号線、この青の部分でございますが、廃止をさせていただきたいとするものでございます。

続きまして、説明資料の⑤ですが、この図面につきましては、議案の40ページと47ページの図面をミックスしたものでございます。

関連します糸貫2093号線、緑の表示となっておりますが、この部分と廃止する路線、青の真正2052号線、この部分について重複しておりますので、一たん真正2052号線を廃止しまして、重複した部分を除いて、起点の方を変えまして、赤の部分でございますが、この部分について認定をお願いするものでございます。

続きまして、次のページでございます。⑥でございますが、これにつきましては、真正の3043号線の説明するものでございますが、これにつきましては、3043号線の終点の部分が、糸貫2120号線との間が空白部分がございますので、終点につきまして、延長した形で一たん廃止しまして、延長して認定をお願いしたいとするものでございます。

説明につきましては以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第14 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第14、議案第53号 本巣市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第53号 本巢市土地開発公社定款の変更についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本巢市土地開発公社の定款の監事の職務について、民法第59条の規定から公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項の規定に変更するものでございます。以上でございます。

**○議長（瀬川治男君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号 本巢市土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第15 議案第54号から日程第19 議案第58号まで（上程・説明）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第15、議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第19、議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,311万円を増額するものでございます。

歳入につきましては、交付決定に伴う地方特例交付金1,909万3,000円及び地方交付税1億7,094万3,000円の増額、また、県単かんがい排水事業補助金、道路新設改良事業補助金等の交付決定に伴う県支出金3,203万円の増額、さらに、前年度繰越金確定に伴う3億9,277万7,000円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、南部ふれあい会館の整備に係る予算の組み替え、席田小学校校舎の耐震化を図るための耐震補強計画策定委託料など、学校管理費に1,645万6,000円の増額、西部連絡道路整備事業における本巢工区内の市道改良工事に8,300万円の増額、見延など、市内3カ所での農業用排水路整備事業に2,555万円の増額、さらには、将来の公債費増に対応するための減債基金積立金2億3,900万円の増額が主な内容でございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ2,747万4,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金2,737万4,000円の増額が主なものでございます。

歳出につきましては、交付金の超過交付に係る償還金991万9,000円と予備費1,733万7,000円の増額が主なものでございます。

次に、議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,774万9,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、前年度の精算による支払基金交付金891万1,000円、国庫支出金2,731万5,000円及び県支出金169万5,000円の増額と、財源調整によります繰入金2,000万円の減額が主なものでございます。

歳出につきましては、前年度の精算によります償還金6万7,000円と予備費1,768万2,000円の増額でございます。

以上、議案第55号及び第56号の詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,090万5,000円を増額するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金1,331万4,000円と消費税還付金759万1,000円の増額でございます。

歳出につきましては、本巢宝珠ハイツ地内の配水管布設がえに係る新設改良費2,100万円の増額が主なものでございます。

次に、議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、それぞれ319万2,000円の補正をお願いするもので、これは開発行為に伴います受託工事収益と工事費でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入は2,052万円、支出は2,283万8,000円の補正をお願いするものでございます。

収入につきましては、拡張工事に伴います企業債540万円と工事負担金1,512万円の増額でございます。

支出につきましては、配水管拡張工事に係る工事費2,175万円等の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第57号及び第58号の詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。以上でございます。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第54号から議案第58号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、副市長及び担当部長から補足説明を求め、その後に質疑を行います。

議案第54号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第55号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第56号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第57号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第58号 平成20年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

---

## 日程第20 認定第1号（上程・説明・監査委員報告・委員会付託）

### ○議長（瀬川治男君）

日程第20、認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

認定第1号 平成19年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

7月25日に監査委員によります監査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出の決算額は、収入3億2,335万8,885円で、支出2億9,281万9,918円でございます。

また、資本的収入及び支出の決算額は、収入3億9,303万6,656円で、支出5億2,857万9,244円でございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、適切な御決定、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

### ○議長（瀬川治男君）

認定第1号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

### ○代表監査委員（三田村晃司君）

平成19年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成19年度本巢市水道事業会計の決算審査をいたしましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成19年度本巢市水道事業会計決算。

2. 審査の期日。平成20年7月25日。

3. 審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているかどうかを検

証するため、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査及びその他の必要と認めた審査手続を実施した。なお、審査に当たっては、当事業は、経済性を発揮し、効率的に運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行った。

4. 実地の審査。本巢上水道配水池1カ所。

第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。その審査結果を次のとおり述べます。

1. 事業の概要。

当年度の事業の概要は、給水区域内人口は前年度に比べ155人、0.6%、給水戸数は99戸、1.5%とそれぞれ増加している。また、当年度の年間配水量は、前年度に比べ0.2%、年間有収水量は1.7%とそれぞれ増加している。このほか、当年度における建設改良拡張工事の状況は、浄水場の整備として本巢浄水場の電気計装機械設備工事、配水池築造工事、糸貫浄水場の非常用発電機更新工事及び真正第1浄水場の取水ポンプ更新工事を施工しているほか、配水管の拡張及び改良工事を施行し、これらの工事総額は6億2,800万7,000円となっている。

2. 決算の規模。

当年度の決算は、総収益は3億356万5,000円、総費用は2億8,954万6,000円である。総収益及び総費用は前年度に比べおおむね10%減少したが、純利益は67.9%増加している。これは、営業外収益の増加と給水収益が上昇したことによるものである。

3. 予算の執行状況。

当年度の予算の執行状況について、収益的、投資的別に述べます。

(1) 収益的収入及び支出。

収益的収入合計は3億2,335万9,000円で、予算額に対し収入率は104.6%となっている。これは消費税還付金の増によるものである。収益的支出合計は2億9,282万円で、執行率は93.4%であるが、不用額の主な要因は浄水場修繕費及び受託工事費である。

(2) 資本的収入及び支出。

資本的収入合計は3億9,303万7,000円で、予算額に対し収入率は65.4%となっている。これは、本巢上水道配水池築造工事に伴う国庫、県補助金及び地方債を繰り越したことにより、収入額が減ったものである。資本的支出合計は5億2,857万9,000円で、執行率70.3%であり、本巢上水道配水池築造工事において地元調整に時間を要したことにより、翌年度に繰り越したことが執行率の低下の主な要因である。このほか、地方公営企業法施行令第17条に規定する予算の執行状況は、他会計（一般会計）から補正により100万円の補助金を受けたが、一時借入金、議会の議決を要する経費の流用はなく、建設改良事業により企業債を2億7,710万円発行し、当年度末の未償還残高は、前年度末に比べ10.5%増加している。

4. 財政状態。

当年度の財政状態を見ると、総額6億2,800万7,000円の建設改良工事が行われ、有形固定資産が前年度比べ7.5%増加している。この資金が企業債の発行によって賄われたが、財政状態に大きな変動はなく、負債比率は当年度末74.9%と、前年度に比べ0.1%増加している。このほか、当年度の給水原価は1立方メートル当たり前年度に比べ2.6円減少しているが、給水収益の1立方メートル当たりは前年度と同額となり、給水利益では差損が縮小している。

なお、詳細につきましては、お手元の決算意見に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり審査結果を述べましたが、今後の見通しとしては、給水人口の増加を見込まれるが、生活様式の変化及び節水意識の向上により、給水収益の増収は期待できず、事業経営は厳しい状況が予想される中、本巢地区南部の上水道整備のほか、配水管維持管理、老朽配水管、その他諸施設の更新等の建設投資を必要とすることから、経営面においては引き続き経費の節減と効率的な運用に努めるとともに、長期的展望に立った資金計画の精査を行うことが重要である。

また、水道料金の未収金については、未収金の発生原因を究明し、職員一丸となって徴収に努められたい。

最後に、厳しい財政状態を踏まえ、自助努力により独立採算性の原則に立脚した事業運営を推進することを望みます。

平成20年9月9日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

#### ○議長（瀬川治男君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

代表監査委員は、自席にお戻りください。

認定第1号については、本日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上下水道部長から補足説明を受け、その後質疑を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、産業建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 散会の宣告

#### ○議長（瀬川治男君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

9月16日火曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。総務企画委員会は9月18日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で開催します。文教福祉委員会は9月19日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で開催します。産業建設委員会は9月22日午前9時から現地視察を行い、午後から糸貫分庁舎2階特別会議室において審査・協議を行います。

本日はこれにて散会いたします。この後、1時から全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。御苦労さまでした。

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

